

## 給付想定額一覧

(1)基本分単価 …「人件費」+「管理費」

「人件費」に含まれる職員構成

- ・家庭的保育者：1人
- ・保育標準時間認定を受けた子どもが利用する場合は非常勤保育従事者：1人(※1)
- ・上記の家庭的保育者1人当たり、研修代替保育従事者として年間3日分の費用。(※2)

(※1)当該費用については、家庭的保育者の時間外手当等に充当することも可能。

(※2)当該費用については、家庭的保育者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当することも可能。

(2)処遇改善等加算区分1…職員の経験年数等に応じた加算。(2%~12%の範囲で変動する。以下試算は2%で実施)

区分2…平均経験年数に応じて6%または7%+職員賃金の継続的な引上げ分を単価に組み込み(加算率c)

区分3…職員の技能・経験の向上に応じた追加的な賃金改善を行う場合に加算。

(3)資格保有者加算 …家庭的保育者が保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する事業所に加算。

(4)連携施設加算 …連携施設を設置する事業所に加算。

(5)特定の日に保育を行わない場合の減算 …利用子どもが、保育を利用しない日があらかじめ決まっている場合に減算。

(6)第三者評価受審加算…市町村が認める第三者機関による評価を受審し、その結果を広く公表する事業所に加算。(3月のみ加算)

週当たりの保育を行う日数	認定区分	保育必要量区分	(1)基本分単価	(2)処遇改善等加算(区分1及び区分2)	(3)資格保有者加算	(4)連携施設加算	(5)特定の日に保育を行わない場合の減算	計(月額)
6日	3号	保育標準時間認定	587,920	11,740	24,200	37,930	0	661,790
		保育短時間認定	524,170	10,480	24,200	37,930	0	596,780
5日	3号	保育標準時間認定	587,920	11,740	24,200	37,930	▲ 44,630	617,160
		保育短時間認定	524,170	10,480	24,200	37,930	▲ 34,350	562,430
4日	3号	保育標準時間認定	587,920	11,740	24,200	37,930	▲ 89,260	572,530
		保育短時間認定	524,170	10,480	24,200	37,930	▲ 68,700	528,080
3日	3号	保育標準時間認定	587,920	11,740	24,200	37,930	▲ 133,890	527,900
		保育短時間認定	524,170	10,480	24,200	37,930	▲ 103,060	493,720
2日	3号	保育標準時間認定	587,920	11,740	24,200	37,930	▲ 178,520	483,270
		保育短時間認定	524,170	10,480	24,200	37,930	▲ 137,410	459,370
1日	3号	保育標準時間認定	587,920	11,740	24,200	37,930	▲ 223,150	438,640
		保育短時間認定	524,170	10,480	24,200	37,930	▲ 171,770	425,010
0日	3号	保育標準時間認定	587,920	11,740	24,200	37,930	▲ 267,780	394,010
		保育短時間認定	524,170	10,480	24,200	37,930	▲ 206,120	390,660
				(2)処遇改善等加算(区分3)(月額)	経験年数7年以上 49,060		経験年数3年以上 6,130	
				(6)第三者評価受審加算(年額)	150,000			

※ 想定額は令和8年度公定価格当初単価表を基に算出。運営費の参考資料であり、実際の加算認定等は、国通知等に基づき行う。

※ 運営費は令和8年度予算成立が条件であり、令和8年度以降も名古屋市の各会計年度の予算状況により変更になることがある。

※ (2)処遇改善等加算(区分1及び区分2)では、区分2を適用しない場合の試算額を表示しています。